第29回全国棚田(千枚田)サミットin上田

参加登録・宿泊プラン・お弁当手配・交流会・現地研修

開催日：2024年10月17日㈭～18日㈮
開催地：長野県上田市

ご挨拶

この度は、第29回全国棚田（千枚田）サミットin上田が開催されますことを心から歓迎申し上げます。

ご参加の皆様方へのご便宜を図るため、ご宿泊等のお世話を千曲バス株式会社（千曲観光株式会社 上田営業所）がお取り扱いさせていただくことになりました。サミットの成功に向け精一杯のお手伝いをさせていただきますので、皆様方のお申込みをお待ちしております。

【旅行企画・実施】 旅行業公正取引協議会会員 旅行企画実施 千曲観光(株) 千曲バス株式会社 千曲バスグループ

【本社所在地】〒385-0053 長野県佐久市野沢20
【上田営業所】〒386-0041 長野県上田市秋和112

長野県知事登録旅行業第2-110号
総合旅行業務取扱管理者／北川潤一

■ お申込みに関するご案内

【1】サミット参加登録・宿泊・弁当・参加者交流会・分科会・現地研修のお申込みについて

1、お申込み方法

・別紙、参加申込書に必要事項をご記入のうえ、FAX又はWEBフォームでお申込みください。

※電話による申込・変更・取消（削除）はできません。ご了承ください。変更・取消については、【5】をご確認ください。

2、お申込み期間

7月8日（月）～8月9日（金） 17：00まで

※お申込みは先着順となります。お早めにお申込みください。

※尚、交流会については、できる限り多くの団体様にご参加いただけるよう、皆様のお申込み終了後、調整させていただく場合がございます。詳しくは別紙「参加申込みにあたって」の⑤をご参照ください。

【2】お申込みのご回答について

・5営業日以内にFAX又はメールにてご回答いたします。
・ご希望の宿泊施設が満員の場合は、ご連絡いたします。

【3】予約の確認書類等・ご請求書の発送について

・8月下旬頃、参加申込書の書類郵送先にお送りいたします。
・請求書の宛名は、参加申込書に記載の団体名で作成いたします。
ご希望がございましたら、備考欄にご記入ください。

【4】お支払いについて

・振込期限までに、指定の銀行口座へのお振込みをお願いいたします。
・振込期限9月20日（金）
※振込手数料は、お客様にてご負担ください。
※銀行振込時の振込明細書をもって、領収書に代えさせていただきます。ご了承ください。

【5】変更・取消について

・変更・取消の内容がわかるように参加申込書を訂正の上、FAX（メール）をお送りください。
※お電話での変更・取り消しは一切できません。ご了承ください。
・下記のとおり、取消料が発生いたします。
※変更・取消は弊社営業時間内にお申し出いただいたものを基準として、適応いたします。営業終了後に受信したものは、翌営業日の受付となります。
※変更・取消により、ご返金が発生した場合は、サミット終了後にご指定の口座にご返金いたします。

◆取消料（宿泊／参加者交流会／分科会／現地研修）

取消日	取消料
旅行開始日の前日からさかのぼって20日目にあたる日以降8日目にあたる日まで	旅行代金の20%
旅行開始日の前日からさかのぼって7日目にあたる日以降前々日にあたる日まで	旅行代金の30%
旅行開始日の前日	旅行代金の40%
旅行開始日の当日	旅行代金の50%
無連絡不参加および旅行開始後	旅行代金の100%

■ サミット参加登録のご案内　※当社との事務局様より代行収受を承っております。

◆ サミットの概要

【開催期日】 2024年10月17日(木)～18日(金)

【開催場所】 長野県 上田市

【受付開始時間】 9:30

◆ サミット参加費・資料代 ： 3,500円(税込)

※取消料 ： ご入金後、100%かかります。
ご入金後、取消になった場合は、サミット終了後に資料をご郵送させていただきます。

■ 宿泊のご案内

◆ 宿泊設定日 ： 2024年10月16日(水)、17日(木)

◆ 旅行代金 ： ホテルリスト一覧記載をご確認ください。
サービス料・消費税込のお一人様1泊あたりの宿泊代金となります。

◆ 食事条件 ：「ご宿泊ホテルリスト一覧」にて各施設の食事条件をご参照ください。

◆ 添乗員 ： 添乗員は同行いたしません。約款に定める旅程管理は行いません。
予約確認書を宿泊施設にご提示の上、各自チェックインをお願いいたします。

◆ 最少催行人員 ： 1名 (各施設ごと)

◆ 旅行条件 ： この旅行条件書は、2024年4月1日を基準としています。
又、旅行代金は2024年4月1日現在の有効な運賃・規則を基準として算出しています。

◆ 行程

目次	行程	食事条件	宿泊地
10月16日(水)	各地 ═══ (各自にて) ═ 各宿泊施設	朝食×・昼食×・夕食× ※	上田市
10月17日(木)	各地又は宿泊施設 ═ (各自にて) ═ 各宿泊施設	朝食○・昼食×・夕食× ※	上田市
10月18日(金)	各地又は宿泊施設 ═ (各自にて) ═ 各地	朝食○・昼食×・夕食× ※	

※「ご宿泊ホテルリスト一覧」(P7)で各施設の条件をご確認ください。

◆ その他

・ お申込みの際には、第二希望までご記入ください。なお、申込受付順の受付となります。
お早めにお申込みください。
・ 各宿泊施設のお部屋には限りがございます。ご希望の客室・宿泊施設が満室の場合は、他の客室・宿泊施設をご案内させていただく場合がございます。
・ 食事が不要の場合でもサミット専用宿泊プランのため、ご返金はできません。(権利放棄となります)

■ 分科会・ミニ分科会のご案内

日時／10月17日(木) 10:20～12:00

◎第1分科会

【会場】上田東急REIホテル 3階「信濃」
【テーマ】棚田活用の取組み方とねらい ～棚田保全に必要なこととは～
【コーディネーター】〈信州大学 学術研究院(農学系) 准教授〉 内川義行 氏

◎第2分科会

【会場】上田高砂殿 2階「瑞松」
【テーマ】棚田と教育機関との連携 ～入り口としての教育機関とその広がり～
【コーディネーター】〈長野大学 環境ツーリズム学部 教授〉 満尾世志人 氏

◎第3分科会

【会場】サントミューゼ 小ホール
【テーマ】企業も棚田も得するかかわり ～稼ぐ棚田を考える～
【コーディネーター】〈岡崎酒造株式会社 代表取締役〉 岡崎謙一 氏

◎第4分科会

【会場】サントミューゼ 大スタジオ
【テーマ】子どもたちが創る棚田のミライ ～アイデア出しワークショップ～
【コーディネーター】〈アソビノ 代表〉 沓掛瑞穂 氏

○ミニ分科会 A

【会場】サントミューゼ 多目的ルーム
【テーマ】地元愛を育む場所としての棚田へ ～地元の人に知ってもらうには?～

○ミニ分科会 B

【会場】サントミューゼ 第1会議室
【テーマ】関わる人の多様化と可能性の拡大 ～作業協力者を増やすには?～

○ミニ分科会 C

【会場】サントミューゼ 中スタジオ
【テーマ】10年後の棚田のあるべき姿 ～「変わったね」と「変わらないね」には何が必要?～

■ 現地研修のご案内 ※当社との募集型企画旅行契約となります。

各コース定員 45 名

バス会社：千曲バスグループまたは同等クラス
添乗員：同行なし
バスガイド：同行なし　4 コースのみ同行あり

1コース　稲倉の棚田と椀子ワイナリー見学コース

【日時】10月18日(金) 8:30～13:40
【参加費】3,500円(税込)《昼食込》
【行程】上田駅(温泉口) ＝ 稲倉の棚田 ＝ シャトー・メルシャン椀子ワイナリー ＝ きのこむら深山(昼食)
＝ (アリオ上田下車可能) ＝ 上田駅

2コース　稲倉の棚田と上田城跡と柳町通り見学コース

【日時】10月18日(金) 9:00～12:40
【参加費】2,000円(税込)《昼食なし》
【行程】上田駅(温泉口) ＝ 上田城跡公園 ＝ 北国街道 柳町通り ＝稲倉の棚田
＝ (アリオ上田下車可能)＝ 上田駅

3コース　稲倉の棚田と上田城跡と柳町通り見学コース(出発遅め)

【日時】10月18日(金) 9:30～13:10
【参加費】2,000円(税込)《昼食なし》
【行程】上田駅(温泉口) ＝ 稲倉の棚田 ＝ 北国街道 柳町通り ＝ 上田城跡公園
＝ (アリオ上田下車可能)＝ 上田駅

4コース　国の名勝 姨捨の棚田(千曲市)見学コース

【日時】10月18日(金) 9:00～15:00
【参加費】2,500円(税込)《昼食なし、自由昼食》
【行程】上田駅(温泉口) ＝ 姨捨の棚田 ＝ 善光寺・仲見世通り(自由昼食) ＝ 長野駅(下車・解散可能)
＝ 上田駅

5コース　日本遺産・ため池百選見学コース

【日時】10月18日(金) 9:00～14:00
【参加費】3,500円(税込)《昼食込》
【行程】上田駅(温泉口) ＝ 信濃国分寺 ＝ 生島足島神社 ＝ 塩田の里交流館 ＝ きのこむら深山(昼食)
＝ (アリオ上田下車可能) ＝ 上田駅

■ 参加者交流会のご案内　※当社は交流会の代行受付を承っております。

【日時】令和6年10月17日(木)18:30～20:30

【会場】上田東急REIホテル 3階「信濃」

【募集人数】最大200名（参加希望者多数の場合、参加希望者の多い団体から調整を依頼させていただきます）

【参加費】 7,000円(税込)

■ お弁当のご案内　※当社は、お弁当の代行受付を承っております。

【ご利用日】令和6年10月17日(木)

【昼食弁当お茶付】 1,500円(税込)

※取消料 ： 7日前(10月10日(木))～100%取消がかかります。

・ お申込みは、宿泊と同時に申込書をご記入のうえ、お申込みください。なお、当日販売は行っておりません。ご了承ください。
・ お支払いは、ご旅行代金とあわせて、ご案内いたします。

■ 個人情報の取り扱いについて

お申込みに際して提出いただいた個人情報につきましては、お客様との連絡のために利用させていただくほか、お申込みいただいた旅行において運送・宿泊機関等の提供するサービスの手配及び受領のための手続きにあるいは、該当のイベントの円滑な運営のために必要な範囲内で利用させていただきます。
なお弊社の個人情報保護方針・取扱いについては下記の弊社のホームページにてご確認ください。

【旅行企画・実施】 旅行業公正取引協議会会員 旅行企画実施 千曲観光(株) 千曲バス株式会社 千曲バスグループ

【本社所在地】〒385-0053 長野県佐久市野沢20　長野県知事登録旅行業第2-110号
【上田営業所】〒386-0041 長野県上田市秋和112　総合旅行業務取扱管理者／北川潤一

※総合旅行業務取扱管理者とは、お客様の旅行を取り扱う営業所での取引の責任者です。
この旅行の契約に関し、担当者からの説明に不明な点がございましたら、遠慮なく上記の総合旅行業取扱管理者にお問合せください。

●ご宿泊ホテルリスト一覧（旅行代金は、大人お一人様1泊あたりとなります）　（税サ込）

NO	施設名	部屋タイプ		記号	10 月 16 日(水) お一人様旅行代金	10 月 17 日(木) お一人様旅行代金	備 考 駐車場について
A	上田東急REIホテル （朝食付・バス・トイレ付）	シングル	喫煙	A1	11，100	11，100	・普通車 無料
			禁煙	A2	11，100	11，100	
		ツイン(2名1室)	禁煙	A3	11，100	11，100	
B	ホテルルートイン Grand 上田駅前 （朝食付・バス・トイレ付）	シングル	喫煙	B1	12，800	12，800	・普通車 1 泊￥500
			禁煙	B2	12，800	12，800	
		セミダブル (1名1室)	喫煙	B3	13，500	13，500	
			禁煙	B4	13，500	13，500	
		ダブル(1名1室)	禁煙	B5	14，200	14，200	
		ツイン (2名1室)	喫煙	B6	12，800	12，800	
			禁煙	B7	12，800	12，800	
		スーペリアダブル (1名1室)	禁煙	B8	15，600	15，600	
C	東横INN上田駅前 （朝食付・バス・トイレ付）	シングル	禁煙	C1	8，600	8，600	・普通車 1 泊￥500
		ダブル(1名1室)	禁煙	C2	9，300	9，300	
		ツイン(2名1室)	禁煙	C3	8，200	8，200	
D	ホテルルートイン上田 （朝食付・バス・トイレ付）	シングル	禁煙喫煙 おまかせ	D1	10，500	10，500	・普通車 無料

◆駐車場は、先着順となります。満車の場合は、周辺市営駐車場等をご利用下さい。

◆各ホテルのバス駐車場（要予約）は、駐車台数に限りがあります。お申込みの際にお問合せ下さい。

※満車の場合は、上田城跡南駐車場（バス専用）：無料 をご利用下さい。

●宿泊施設のご案内

NO	ホテル名・住所・電話番号	交通アクセス
A	**上田東急REIホテル**　TEL:0268-24-0109 長野県上田市天神4－24―1	・JR 北陸新幹線上田駅温泉口出口より徒歩約1分 ・上田菅平ICから約15分
B	**ホテルルートイン Grand 上田駅前**　TEL:0268-28-6635 長野県上田市天神1－5―7	・JR 北陸新幹線上田駅お城口出口より徒歩約3分 ・上田菅平ICから約15分
C	**東横INN上田駅前**　TEL:0268-29-1045 長野県上田市天神1－6―11	・JR 北陸新幹線上田駅お城口出口より徒歩約2分 ・上田菅平ICから約15分
D	**ホテルルートイン上田**　TEL:0268-23-2121 長野県上田市材木町2－2―5	・JR 北陸新幹線上田駅お城口出口よりタクシー約10分 ・上田菅平ICから約10分

ご旅行条件書（国内旅行）
《募集型企画旅行取引条件説明書》

当社のパンフレットは旅行業第12条の4に定める取引条件の説明書面及び同法12条の5に定める契約書面の一部となります。
（お申込みの際は必ずこの旅行条件書をお読みください）

千曲観光株式会社

■本社営業所／長野県佐久市野沢20
電話：0267-62-1000　FAX：0267-62-5040

■小諸営業所／長野県小諸市大手2-1-14
電話：0267-22-2300　FAX：0267-25-6621

■上田営業所／長野県上田市秋和112
電話：0268-22-8200　FAX：0268-22-8308

1.募集型企画旅行契約
（1）この旅行は、上記旅行会社（以下「当社」といいます）が募集する旅行であり、この旅行に参加されるお客様は当社と募集型企画旅行契約を締結することになります。
（2）募集型企画旅行契約の内容・条件等は、パンフレット、本旅行条件書、出発前にお渡しする最終旅行日程表及び当社募集型企画旅行契約約款によります。
（3）パンフレット等で交通・宿泊機関等の名称が確定出来ない場合は、利用予定の施設名を限定して列挙したうえ、限定施設を本項（2）の最終旅行日程表に明示します。その場合も、手配状況の確認については交付前であっても速やかに対応します。
（4）当社は募集型企画旅行の履行にあたって手配の全部又は一部と他の旅行業者、手配を業として行う者、その他の補助者に代行させる事があります（以下「手配代行者」といいます）。

2.旅行の申込み及び契約の成立時期
（1）所定の旅行申込書に所定の事項を記入し、申込金を添えてお申込みいただきます。申込金は旅行代金、「取消料」「違約料」のそれぞれ一部または全部として取扱います。
（2）募集型企画旅行契約は、当社が契約の締結を承諾し、期日内に申込金を受領した時に成立するものとします。
（3）当社は電話・郵便・ファクシミリその他の通信手段による募集型企画旅行契約の予約申込みを受付けることがあります。この場合、予約の時点では契約は成立しておらず、当社が予約の承諾を通知した時に予約が成立します。期日内に申込書と申込金を提出していただきます。この期間内に申込書と申込金を提出されない場合はお申込みはなかったものとして取扱います。

3.申込条件
（1）20歳未満の方は保護者の同意が必要です。15歳未満の方は保護者の同行を条件とします。
（2）特定旅行層を対象とした旅行あるいは特定の目的を有する旅行については、年齢・資格・技能その他の条件が当社の指定した条件に合致しない場合、お申込みをお断りすることがあります。
（3）身体障害・血圧異常等の慢性疾患をお持ちの方、あるいは現在健康を害しておられる方は、その旨お申し出ください。慢性疾患をお持ちの方、現在健康を害しておられる方は医師の健康診断書を提出していただきます。この場合、団体旅行に支障をきたすと当社が判断する場合はお申込みをお断りさせていただくか、又は同伴者の同行を条件とすることがあります。
（4）お客様が旅行中疾病・障害その他の事由により、医師の診断又は加療を必要とする状態になったと判断する場合は、旅行の円滑な実施をはかるために必要な措置をとらせていただきます。これにかかる一切の費用はお客様のご負担となります。
（5）お客様のご都合による別行動は原則としてできません。ただしコースにより別途条件でお受けすることがあります。
（6）お客様が他のお客様に迷惑を及ぼし、又は団体行動の円滑な実施を妨げるおそれがあると当社が判断した場合は、お申込みをお断りすることがあります。
（7）その他当社の業務上の都合があるときには、お申込みをお断りすることがあります。

4.旅行代金のお支払い
旅行代金は旅行出発日の前日から起算してさかのぼって15日目（以下翌日といいます）にあたる日より前にお支払いいただきます。また、基準日以降のお申込みの場合はお申込み時又は当社の指定する期日までにお支払いいただきます。

5.お支払い対象旅行代金
お支払い対象旅行代金とは、基本広告又はパンフレットに「旅行代金として表示した金額」プラス「追加代金として表示した金額」マイナス「割引代金として表示した金額」をいいます。この合計金額は「取消料」「違約料」「変更補償金」の額の算出の際の基準となります。

6.旅行代金の払い戻しの時期
当社は「第10項の規定により旅行代金を減額した場合」又は「第12項の規定によりお客様もしくは当社が旅行契約を解除した場合」お客様に対して払い戻すべき金額が生じたときは、旅行開始前の解除による払い戻しにあてはめ解除の翌日から起算して7日以内に、旅行代金の減額又は旅行開始後の解除による払い戻しにあてはめ契約書面に記載した旅行終了日の翌日から起算して30日以内にお客様に対し、当該金額を払い戻しいたします。

7旅行代金に含まれるもの
（1）旅行日程に明示した航空・船舶・鉄道等利用交通機関の運賃（コースによっては等級が異なります）。
（2）旅行日程に含まれる送迎バス等の料金（空港・駅・埠頭と宿泊場所）。
（3）旅行日程に明示した観光の料金（バス料金・ガイド料金・入場料）。
（4）旅行日程に明示した宿泊の料金及び税・サービス料。
（5）旅行日程に明示した食事の料金・税・サービス料。
（6）手荷物の運搬料金。
航空機ご利用の場合、お1人様お荷物1個の手荷物運搬料金（お1人様15kgが原則となっておりますが、方面によって異なりますので詳しくは係員にお尋ねください）。
（7）団体行動の心付
（8）添乗員付コースの添乗員同行費用
（9）パンフレット等で「　付等」と表示されているものの経費、上記費用はお客様のご都合により、一部利用されなくても原則として払い戻しはいたしません。

8.旅行代金に含まれないもの
前第7項のほかは旅行代金に含まれません。その一部を例示します。
（1）超過手荷物料金（規定の重量、容量、個数を超える分について）。
（2）クリーニング代、電報電話料金、その他追加飲食等個人的性質の諸費用及びそれに伴う税、サービス料。
（3）お客様のご希望によりお1人部屋をご使用される場合の追加料金。
（4）希望者のみ参加されるオプショナルツアー（別途料金の小旅行）の代金。
（5）ご自宅から集合場所まで、及び解散場所からの交通費・宿泊費。

9.旅行契約内容の変更
当社は旅行契約の締結後であっても天災地変・戦乱・運輸機関等における旅行サービスの提供の中止・官公署の命令その他当社の関与できない事由が生じた場合において、旅行の安全かつ円滑な実施をはかるため止むを得ないときは、お客様にあらかじめ理由を説明し旅行日程、旅行サービスの内容その他の募集型企画旅行契約の内容を変更することがあります。但し、緊急の場合において止むを得ないときは変更後にその理由を説明します。

10.旅行代金の変更
当社は旅行契約締結後であっても、次の場合には旅行代金を変更します。
（1）利用する運搬機関の運賃・料金が著しい経済情勢の変化等により公示されている運用運賃料金が通常想定される程度を大幅に越えて改訂されたときは、その改訂差額だけ旅行代金を変更します。但し、旅行代金を増額変更するときは、旅行開始日の前日から起算してさかのぼって15日目にあたる日より前にお客様に通知します。
（2）前第9項により旅行内容が変更され、旅行実施に要する費用が増加又は減少したときは、当社はその変更差額だけ旅行代金を変更します。

11.お客様の交替
お客様は万一の場合、当社の承諾を得て契約上の地位を第三者に譲渡することができます。この場合、当社所定の用紙に所定事項を記入のうえ手数料とともに当社に提出していただきます。（お1人様につき10,000円）

12. 旅行契約の解除・払い戻し
（1）旅行開始前
ア.お客様の解除権
（ア）お客様は次に定める取消料をお支払いいただくことにより、いつでも、旅行契約を解除することができます。

【取消料】 取消料率 （旅行代金1人に対して）	旅行開始日の前日より20日目にあたる日以降8日目にあたる日まで（日帰り旅行については10日前より）	20%
	旅行開始日の7日目にあたる日以降2日目にあたる日まで	30%
	旅行開始日の前日	40%
	旅行開始日及び無連絡不参加	50%
	旅行開始後	100%

（イ）お客様は次の各項に該当する場合は取消料なしで旅行契約を解除できます。
a.第9項に基づき、旅行契約内容の重要な変更が行なわれたとき。
b.第10項に基づき、旅行代金が増額改訂されたとき。
c.天災地変・戦乱・運輸機関等における旅行サービスの提供の停止・官公署の命令その他当社の関与できない事由により旅行の安全かつ円滑な実施が不可能となり、又は不可能となるおそれが極めて大きいとき。
d.当社の責に帰すべき事由により旅行日程に従った旅行実施が不可能となったとき。
e.当社が確定日程表を表示交付期日までに交付しない場合。
（ウ）当社が本項アの（ア）により旅行契約が解除されたときは、既に収受している旅行代金（あるいは申込金）から所定の取消料を差引いて払い戻しいたします。
イ.当社の解除権
（ア）お客様が当社所定の期日までに旅行代金を支払われないときは、当社は旅行契約を解除することがあります。このときは、申込金と同額の違約料（但し、旅行代金の20%以下とします）をお支払いいただきます。
（イ）次の各項に該当する場合は、当社は旅行契約を解除することがあります。
a.お客様が当社のあらかじめ明示した性別・年齢・資格・技能その他旅行参加条件を満たしていないことが明らかになったとき。
b.お客様が病気その他の事由により、当該旅行に耐えられないと認められるとき。
c.お客様が他の旅行お客様に迷惑を及ぼし、又は団体旅行の円滑な実施を妨げるおそれがあると認められるとき。
d.お客様の数がパンフレットに記載した最少催行人員に満たないとき。この場合は旅行開始日から起算してさかのぼって13日目にあたる日より前（日帰り旅行については3日前）に旅行中止の通知をします。
e.スキーを目的とする旅行における降雪量の不足のように、当社があらかじめ明示してした旅行実施条件が成就しないとき、あるいはそのおそれか極めて大きいとき。
f.天災地変・戦乱・運輸機関等における旅行サービスの提供停止・官公署の命令その他当社の関与できない事由によりパンフレットに記載した旅行日程に従った旅行の安全かつ円滑な実施が不可能となり、又は不可能となるおそれが極めて大きいとき。
（ウ）当社は本項イの（ア）により旅行契約を解除したときは、既に収受している旅行代金（あるいは申込金）から違約料を差引いて払い戻しいたします。また本項イの（イ）により旅行契約を解除したときは、既に収受している旅行代金（あるいは申込金）の全額を払い戻しいたします。
（2）旅行開始後の解除・払い戻し
ア.お客様の解除・払い戻し
（ア）お客様のご都合により途中で離団された場合は、お客様の権利放棄とみなし、一切の払い戻しをいたしません。
（イ）お客様の責に帰さない事由により最終旅行日程に従った旅行サービスの提供を受けられない場合には、お客様は当該不可能となった旅行サービスの提供にかかわる部分の契約を解除することができます。この場合当社は旅行代金のうち、不可能になった当該旅行サービスの提供にかかわる部分をお客様に払い戻しいたします。

イ.当社の解除・払戻し
(ア)当社は次に掲げる場合においては旅行開始後であっても、旅行契約を解除することがあります。
a.お客様が病気その他の事由により、旅行の継続に耐えられないと認められるとき。
b.お客様が旅行を安全かつ円滑に実施するための添乗員等の指示に従わないなど、団体行動の規律を乱し、当該旅行の安全かつ円滑な実施を妨げるとき。
c.天災地変・戦乱・運輸機関等における旅行サービス提供の停止・官公署の命令その他当社の関与できない事由により旅行の継続が不可能になったとき。
(イ)解除の効果及び払い戻し
本項イの(ア)により旅行契約の解除が行われたときであっても、お客様が既に提供を受けた旅行サービスに関する契約は有効に履行されたものとします。当社は旅行代金のうち、お客様がその提供を受けていない旅行サービスにかかわる部分の費用から当社が当該旅行サービス提供者に支払い又はこれから支払うべき取消料・違約料その他の各自による費用を差引いて払い戻しいたします。
(ウ)本項イの(ア)acにより当社が旅行契約を解除したときは、お客様の求めに応じてお客様のご負担で出発地に戻るための必要な手配をします。

13. 添乗員
(1)添乗員の同行の有無はパンフレットに明示します。
(2)添乗員の同行する旅行においては添乗員が、添乗員の同行しない旅行においては旅行先における現地係員が旅行を円滑に実施するため必要な業務を行います。
(3)お客様は旅行を円滑に実施するために添乗員の指示に従っていただきます。
(4)添乗貴が同行しない旅行においては、現地における当社の連絡先を最終日程表に明示します。
(5)添乗員の業務は原則として8時から20時までとします。

14.当社の責任
(1)当社は募集型企画旅行契約の履行にあたって、手配代行者の故意又は過失により、お客様に損害を与えたときは、お客様が被られた損害を賠償します。但し、損害発生の翌日から起算して2年以内に当社に対し通知があった場合に限ります。
(2)お客様が次に例示するような事由により、損害を被られた場合においては当社の本項(1)の責任を負いません。但し、当社あるいは当社が本項(1)に基づいて責任を負う手配代行者の過失が証明されたときはこの限りではありません。
(ア)天災地変・戦乱・暴動又はこれらのために生ずる旅行日程の変更もしくは旅行の中止。
(イ)運輸・宿泊機関等の事故もしくは火災又はこれらのために生ずる旅行日程の変更もしくは旅行の中止。
(ウ)官公署の命令による旅行日程の変更もしくは旅行の中止。
(エ)自由行動中の事故。
(オ)食中毒。
(カ)盗難。
(キ)運輸機関の遅延・不通・スケジュール変更・経路変更等、又はこれらのために生じる旅行日程の変更・目的地滞在時間の短縮。
(3)手荷物について生じた本項(1)の損害については、損害発生の翌日から起算して14日以内に当社に対して申し出があった場合に限り賠償します。但し、損害額の如何にかかわらず当社が行う賠償額はお1人あたり最高15万円までとします。

15. 旅程保証
(1)旅行日程に下記に掲げる重要な変更が行われた場合は旅行業約款、(募集型企画旅行契約)の規定により、その変更の内容に応じて旅行代金の1%～5%に相当する額の変更補償金を支払います。但し、一旅行契約に支払われる変更補償金の額は、旅行代金の15%を限度とします。また、一旅行契約についての変更補償金の額が1,000円未満の場合は、変更補償金は支払いません。

変更補償金の支払いが必要となる変更	1件あたりの率(%)	
	旅行開始前	旅行開始後
一　契約書面に記載した旅行開始又は旅行終了日の変更	1.5	3.0
二　契約書面に記載した入場する観光地又は観光施設(レストラン何を含みます)その他の旅行目的地の変更	1.0	2.0
三　契約書面に記載した運送機関の等級又は設備のより低い料金のものへの変更(変更後の等級及び設備の料金の合計額が契約書面に記載した等級及び設備のそれを下回った場合に限ります)	1.0	2.0
四　契約書面に記載した運送機関の種類又は会社名の変更	1.0	2.0
五　契約書面に記載した本邦内の旅行開始地たる空港又は旅行終了地たる空港の異なる便への変更	1.0	2.0
六　契約書面に記載した本邦内と本邦外との間における直行便の乗継便又は経由便への変更	1.0	2.0
七　契約書面に記載した宿泊機関の種類又は名称の変更	1.0	2.0
八　契約書面に記載した宿泊機関の客室の種類、設備、景観その他の客室の条件の変更	1.0	2.0
九　前各号に掲げる変更のうち契約書面のツアー・タイトル中に記載があった事項の変更	2.5	5.0

注一　「旅行開始前」とは当該変更について旅行開始日の前日までに旅行者に通知した場合をいい、「旅行開始後」とは、当該変更について旅行開始当日以降に旅行者に通知した場合をいいます。

注二　確定書面が交付された場合には、「契約書面」とあるのを「確定書面」と読み替えたうえで、この表を適用します。この場合において、契約書面の記載内容と確定書面の記載内容との間又は確定書面の記載内容と実際に提供された旅行サービスの内容との間に変更が生じたときは、それぞれの変更につき1件として取り扱います。

注三　第三号又は第四号に掲げる変更に係る運送機関が宿泊設備の利用を伴うものである場合は、1泊につき1件として取り扱います。

注四　第四号に掲げる運送機関の会社名の変更については、等級又は設備がより高いものへの変更を伴う場合には適用しません。

注五　第四号又は第七号もしくは第八号に掲げる変更が一乗車船等又は1泊の中で複数生した場合であっても、一乗車船等又は1泊につき1件として取り扱います。

注六　第九号に掲げる変更については、第一号から第八号までの率を適用せず、第九号によります。

(2)下記の変更においては原則としてその責任は負いません。
(ア)天災地変。
(イ)戦乱。
(ウ)暴動。
(エ)官公署の命令。
(オ)運送宿泊機関等の旅行サービス提供の中止。
(カ)当初の運行計画によらない運送サービスの提供。
(キ)旅行参加者の生命又は身体の安全確保のための必要な措置。

16. 特別補償規定
(1)当社は第14項の当社の責任が生ずるか否かを問わず、募集型企画旅行契約約款の特別補償規定により、お客様が募集型企画旅行参加中にその生命・身体又は荷物に被られた一定の損害についてあらかじめ定める額の補償金及び見舞金を支払います。
(2)お客様が募集型企画旅行中に被られた損害が、お客様の故意、酒酔い運転又はグライダー操縦・スカイダイビング・ハングライダー搭乗などの運動中の事故によるものであるときは、当社は、本項(1)の補償金及び見舞金を支払いません。但し、当該運動が募集型企画旅行日程に含まれているときは、この限りではありません。
(3)当社が本項(1)に基づく補償金支払義務と第15項により損害賠償義務を重ねて負う場合であっても、一方の義務が履行されたときはその金額の限度において補償金支払義務・損害補償義務とも履行されたものとします。

17.お客様の責任
お客様の故意・過失・法令・公序良俗に反する行為・もしくはお客様が当社の募集型企画旅行契約約款の規定を守らないことにより当社が損害を受けた場合は、当社はお客様から損害の賠償を申し受けます。

18. 旅行条件・旅行代金の基準
旅行代金の変更について定めた当社旅行業約款募集型企画旅行契約の部、第12条第1項から第3項の規定の運用に関しては、認められた「幅」の範囲内での航空運賃の増額又は減額による旅行代金の額の変更はいたしません。

19. 事故等のお申し出について
(1)旅行中に、事故などが生じた場合は、直ちに最終日程表でお知らせする連絡先にご通知ください。
(もし、通知できない事情がある場合は、その事情がなくなり次第ご通知ください)

20.個人情報の取り扱いについて
(1)当社は、旅行申込みの際に提出された申込書に記載された個人情報について、旅行者との間の連絡のために利用させていただくほか、旅行者がお申込みいただいた旅行において運送・宿泊機関等の提供するサービスの手配及びそれらのサービスの受領のための手続きに必要な範囲内で利用させていただきます。
※このほか、当社は①会社及び会社と提携する企業の商品やサービス、キャンペーンのご案内、②旅行参加後のご意見やご感想の提供のお願い、③アンケートのお願い、④特典サービスの提供、⑤統計資料の作成に旅行者の個人情報を利用させていただくことがあります。
(2)当社は、当社が保有する個人データのうち、氏名、住所、電話番号、又はメールアドレスなどのお客様のご連絡にあたり必要となる最小限の範囲のものについて、利用させていただきます。当社は、営業案内、催し物内容等のご案内、ご購入いただいた商品発送のために(※利用目的を具体的に記載)これを利用させていただくことがあります。
なお、当社における個人情報取扱管理者の氏名については、別紙をご参照ください。
◎当社はいかなる場合でも旅行の再実施はいたしません。

21. 募集型企画旅行契約約款について
(1)この条件に定めのない事項は当社旅行業約款(募集型企画旅行契約の部)によります。
当社旅行業約款をご希望の方は、当社にご請求ください。

22. その他
(1)お客様が個人的な案内・買物等を添乗員に依頼された場合のそれに伴う諸費用、お客様の怪我、疾病等の発生等に伴う諸費用・お客様の不注意による荷物紛失・忘れ物の回収に伴う諸費用・別行動手配に要した諸費用が生じたときには、その費用をお客様にご負担していただきます。
(2)お客様の便宜をはかるため土産物店にご案内することがありますがお買い物に際しては、お客様の責任で購入していただきます。
(3)当社はいかなる場合も旅行の再実施はいたしません。
(4)子供代金は旅行出発日当日(オプショナルツアーの場合は実施日当日)を基準に満3歳以上12歳未満の方に適用します。幼児代金は旅行出発日当日(オプショナルツアーの場合は実施日当日)を基準に満3歳未満の方に適用します。

23. 団体・グループ契約
(1)当社は、同じ行程を同時に旅行する複数の旅行者がその責任ある代表者(以下「契約責任者」といいます)を定めて申し込んだ募集型企画旅行契約の締結については、本項の規定を適用します。
(2)当社は、特約を結んだ場合を除き、契約責任者はその団体・グループを構成する旅行者(以下「構成者」といいます)の募集型企画旅行契約の締結に関する一切の代理権を有しているものとみなし、当該団体・グループに係わる旅行業務に関する取引は当該契約責任者との間で行います。
(3)契約責任者は、当社が定める日までに、構成者の名簿を当社に提出しなければなりません。
(4)当社は、契約責任者が構成者に対して現に負い、又は将来負うことが予測される債務又は義務については、何らの責任を負うものではありません。
(5)当社は、契約資任者が団体・グループに同行しない場合、旅行開始後においては、あらかじめ契約責任者が選任した構成者を契約責任者とみなします。